

# 鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会  
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16  
 編集者 電話代 099(226)3621 FAX 099(226)3622  
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>  
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2020年(令和2年) February 2月号

## 令和元年送検状況について



ダゴ祭り（志布志市）

【写真提供：村山 隆氏】

### 目次 CONTENTS

さくらじま.....	1	令和元年 業種別死傷災害発生状況（12月末速報版）.....	7
令和元年送検状況について.....	2	労働保険料の口座振替のご案内.....	8～9
令和元年度鹿児島県労働災害防止研修会のご案内.....	2	無災害記録表彰 授与される.....	10
鹿児島県の最低賃金.....	3	事業者のための産業医活用セミナーのご案内.....	11
災害に学ぶ ～ビル新築現場で墜落～.....	4	「同一労働同一賃金」実務対応策セミナーのご案内.....	12～13
有害物ばく露作業報告対象物 （令和2年対象・令和3年報告）について.....	5	令和2年度労働安全衛生法に基づく各種免許試験のご案内.....	14
令和3年3月新規大学等卒業予定者の 就職・採用活動スケジュールについて.....	6	令和2年度技能講習・安全衛生教育等実施計画について.....	15
		令和2年3月の講習開催のご案内.....	16

### さくらじま

水仙、梅。この季節の花は冷たい風の中でも香り高く、寒さに丸めた背をそっと押してくれます。

5年ほど前の冬にテレビで、染色家が桜の枝を煮出して糸を染め、着物を織るドキュメンタリーを見ました。

桜といえば、梢を幾重にも埋める満開か、惜しまれながら散る花びらを思い浮かべますが、桜の色は咲いた花を集めて煮出しても抽出することができず、開花まで10日以上かかりそうな花芽を枝ごと伐って煮出し、桜が1年かけて枝先に蓄えたエッセンスを色としていただくので、おろそかに扱えな

いという染色家の言葉が印象的でした。

染め上がった糸はごく薄いながらも凛としたピンクで、染め、デザイン、織りと丁寧に工程が重ねられ、美しい着物に仕立てられて、披露されていました。

この春には、就職、転職、定年と次のステップを迎えられる方も多いのではないかと思います。また、働き方改革関連法も、4月から、時間外労働上限規制の中小企業への適用拡大や、同一労働同一賃金の実現に向けたパートタイム・有期雇用労働法等の施行など、セカンドステージに進みます。

春は、もうすぐそこまで、来ています。

# 令和元年送検状況について

鹿児島労働局監督課

鹿児島労働局は、令和元年中に下記のとおり労働基準法等違反事件を鹿児島地方検察庁に送検しました。概要は次のとおりです。

No.	業 種	概 要	送検署	送検年月
1	建築工事業	屋根上における墜落防止措置の未実施	川内署	H31.1
2	土木工事業	車両系建設機械の転落等防止措置の未実施	鹿児島署	H31.2
3	その他の製造業	スレート屋根上における墜落防止措置の未実施	鹿児島署	H31.2
4	林業	労災かくし（労働者死傷病報告の未提出）	川内署	H31.2
5	林業	賃金不払	川内署	H31.3
6	接客娯楽業	スレート屋根上における墜落防止措置の未実施	名瀬署	R1.5
7	小売業	賃金不払	鹿児島署	R1.7
8	飲食店	賃金不払	鹿児島署	R1.10
9	港湾運送業	フォークリフトの無資格運転	名瀬署	R1.11

法令別にみると、労働基準法違反事件3件（No.5, 7, 8）、労働安全衛生法違反事件6件（No.1, 2, 3, 4, 6, 9）となっています。

労働基準法違反では、いずれも**賃金不払**が認められた事案の送検となっています。

労働安全衛生法違反では、**墜落防止措置、車両系建設機械の転落等防止措置、就業制限等**、労働災害防止の基本的事項が実施されていなかったことが原因で死亡などの重篤な労働災害が発生した事案の送検となっています。また、依然として**労災かくし**事案が認められます。

鹿児島労働局では、長時間労働の解消、賃金支払確保、労働災害防止対策など、働く方の生活や命と健康を確保するための立入調査を引き続き実施していくとともに、重大・悪質な事案については書類送検するなど厳正に対処することとしています。

## 令和元年度鹿児島県 労働災害防止研修会の開催について

（公社）鹿児島県労働基準協会

令和元年度の労働災害防止研修会を下記により開催致します。

令和元年の本県における労働災害は、昨年同様多くの方が被災されており更なる災害防止の取り組みが必要です。

事業者におかれましては、令和2年度労働災害防止計画の参考となれば幸いです。

この機会に是非ご参加下さいますようお願い致します。

なお詳細な案内・申込み等は、本誌1月号に掲載しております。

日 時：令和2年2月14日（金）13:30～

場 所：鹿児島県歴史資料センター 黎明館講堂（鹿児島市城山町）

参加費：無料

対象者：事業所の事業者、労働安全衛生担当者、職長等 業種は問いません。

内 容：労働統計から学ぶ、労働災害ゼロを目指して等の講演

# 鹿児島県の最低賃金

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金！

## 地域別最低賃金

	時間額	効力発生日	適用範囲
<b>鹿児島県最低賃金</b>	<b>790円</b>	令和元年 10月3日	鹿児島県内のすべての労働者及び使用者に適用されます。 ただし、下表記載の産業に該当する場合は、各産業別最低賃金が適用されます。

## 特定最低賃金（産業別最低賃金）

産業名	時間額	効力発生日	適用範囲
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 （医療用計測器製造業を除く、ただし心電計製造業は含む）	<b>812円</b>	令和元年 12月19日	次に掲げる者を除く。（ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます。） ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、バリ取り、かえり取り、錆ばり取り、刻印又は選別の業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。） ハ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め、材料の送給又は取りそろえの業務
自動車（新車）小売業	<b>844円</b>	令和元年 12月29日	次に掲げる者を除く。（ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます。） ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
百貨店、総合スーパー	<b>790円</b>	左記の最低賃金は、令和元年度は改正がありませんでした。 このため、 <b>令和元年10月3日から鹿児島県最低賃金790円</b> 以上の支払いが必要となります。	

●最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

●特定最低賃金（産業別最低賃金）は、県内の特定の産業の労働者と使用者に適用されます。  
地域別と産業別の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。  
なお、「外国人技能実習生」は、「技能習得中のもの」には該当しません。

●最低賃金には、次の賃金は算入されません。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 一月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金
- ④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

最低賃金に関する  
お問い合わせ先

鹿児島労働局賃金室（電話）099-223-8278	川内労働基準監督署（電話）0996-22-3225
鹿児島労働基準監督署（電話）099-214-9175	加治木労働基準監督署（電話）0995-63-2035
鹿屋労働基準監督署（電話）0994-43-3385	名瀬労働基準監督署（電話）0997-52-0574

ご存知ですか？ 最低賃金引上げ支援 業務改善助成金

お問い合わせ先 鹿児島労働局雇用環境・均等室 ☎099-223-8239）又は  
鹿児島県働き方改革推進支援センター（鹿児島県社会保険労務士会内 ☎0120-221-255）

## 鹿児島労働局・労働基準監督署

<https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/>

最低賃金テレホンサービス ☎099-223-8881

リサイクル適性   
この印刷物は、印刷物の紙をリサイクルできます。

## 災害に学ぶ

# ビル新築現場で墜落

鹿児島労働局健康安全課

### 1. はじめに

昨年の鹿児島県内の労働災害による死亡者数は、11月末現在で14人で、そのうち、事故の型別では墜落災害が3件と交通労働災害と共に最も多くなっています。

また、墜落による死亡災害を業種別にみると3件のうち2件は建設業で発生しています。

建設業では、従来から墜落災害、重機災害、土砂崩壊災害が発生頻度だけではなく、死亡災害となる可能性が高いことから、三大災害とされています。

今回は、墜落の危険要因がわかっていたにもかかわらず、その排除を怠ったために発生した墜落災害の事例を紹介します。

### 2. 災害発生状況

災害は9階建てマンション新築工事現場において、壁や天井にボードを貼り付ける内装工事を請け負った下請事業場で発生しました。

事業者と被災者の2名は、8階の部屋の壁と天井のボードをうま足場（脚立を並べて板を掛け渡す簡易足場）を使用して取り付けていました。被災者の作業位置はうま足場上であり、少し身体をひねりながら作業を行っていました。

このときの床からの高さは約1.8メートルでした。

また、うま足場は窓から約40センチメートルの位置に設置され、その窓ガラスの一部は資材搬入のために取り外されていました。

事業者は被災者に背を向けるような体制で脚立の踏み段に乗り作業していたところ、突然、被災者が悲鳴を上げ、ガラスの入っていない窓枠から2.1メートル墜落し死亡しました。

### 3. 災害発生原因

- ① うま足場上の作業であり、窓から墜落するおそれがあったにもかかわらず、安全帯等の墜落防止措置を講じなかったこと。
- ② 窓ガラスがない箇所をふさぐなど、開口部をなくす措置を講じなかったこと。
- ③ 被災者の作業姿勢が身体をひねることにより重心が窓側にあったこと。

### 4. 再発防止対策

- ① 墜落するおそれのある高さが2メートル以上の場

合は墜落防止措置を講じること。

- ② 資材搬入等の開口部は、搬入時のみ開放することとし、使用後は直ちにふさぐこと。
- ③ うま足場などの不安定な場所での作業は、施工場所に応じて無理な姿勢とならないように作業位置を調整すること。

### 5. おわりに

災害発生原因の①にある「墜落するおそれ」をどのように考えるかということが重要です。

確かに、うま足場から床面までの高さは1.8メートルであり、墜落災害防止のための対策は必要ですが、労働安全衛生法に定める高所作業ではないように思えます。

しかし、うま足場と窓ガラスの入っていない窓枠までの水平距離は40センチメートルしかありませんでした。

すなわち、一歩足を出せば墜落する開口部がそこにあったのです。

労働安全衛生規則第563条（作業床）の解釈では、足場における高さ2メートル以上の作業場所とは、足場の構造における高さではなく、地上または床上からの高さをいうものとなっています。

したがって、今回の現場のうま足場上における墜落するおそれのある高さは、約2.28メートルであったといえます。

被災者が墜落した窓枠には、シートが吊り下げられていました。

事前に危険要因を気付いていたにもかかわらず、墜落防止ではなく恐怖感を無くすための対応となっていたことは非常に残念なことです。

前述の恐怖感は極めて大切なことです。

皆さんも、動いている機械の近くや日常にはない高所では怖いと感じませんか。この怖いが「近寄らない」「手すりを設ける」などの災害防止対策を考える入口となります。しかし、何事も慣れてくると恐怖感がなくなってしまい、災害防止対策が必要と思わなくなってしまいます。

これが、ベテラン作業員の災害要因のひとつではないでしょうか。

難しいことかもしれませんが、意識的に怖いと思わなければ危険要因にすら気付かなくなってしまうのです。

これから、年度末に向けて、あわただしくなる時期に入ります。

忙しい時ほど、周囲の状況を確認しつつ、1つ1つの作業を確実にいき、常に安全作業で事故防止に努めていただきますようお願いいたします。

# 有害物ばく露作業報告対象物（令和2年対象・令和3年報告）について

（公社）鹿児島県労働基準協会

令和元年12月25日付け鹿児島労働局長より「有害物ばく露作業報告対象物（令和2年対象・令和3年報告）について」の通達がありましたのでお知らせします。

鹿労発基1225第1号の2

令和元年12月25日

関係事業者団体等の長 殿

鹿児島労働局長

## 有害物ばく露作業報告対象物（令和2年対象・令和3年報告）について

化学物質対策に係る行政の推進につきましては、日頃から格段の御支援、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第95条の6の規定に基づく報告（以下「有害物ばく露作業報告」という。）は、事業場における労働者の有害物へのばく露の状況等を把握し、その評価等を行った結果、ばく露によって健康障害が発生するおそれのある場合には、必要な措置を講じていくことを目的としたものであり、化学物質対策を効果的に進めていく上で必要なものとして平成18年から行われています。

有害物ばく露作業報告の対象となる物については、労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等（平成18年厚生労働省告示第25号。以下「告示」という。）により定められていますが、本日、告示の一部が改正され、下記のとおり令和2年1月1日から同年12月31日を対象期間とする有害物ばく露作業報告（報告期間は令和3年1月1日から同年3月31日まで）の対象となる物が新たに定められたところです。

つきましては、本制度の趣旨を御理解の上、本制度が円滑に運用されるよう貴団体の会員又は傘下事業場等に対して下記の事項について周知いただき、有害物ばく露作業報告の対象となる事業場において適正に有害物ばく露作業報告がなされるよう御協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 有害物ばく露作業報告制度の概要

安衛則第95条の6の規定に基づき、事業者は、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気又は粉じんにはく露するおそれのある作業に従事させたときは、事業場ごとに安衛則様式第21号の7による報告書（以下「報告書」という。）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないこと。

#### 2 有害物ばく露作業報告の対象となる物

今般の告示の一部改正により新たに有害物ばく露作業報告の対象となる物は、次の表の中欄に掲げる物（以下「対象物」という。）及び対象物を含有する製剤その他の物（対象物の含有量が同表の右欄に掲げる値であるものを除く。以下「製剤等」という。）であること。

コード	物	含有量（重量％）
250	モリブデン化合物（三酸化モリブデンに限る。）	0.1%未満

#### 3 有害物ばく露作業報告の期間等

事業者は、令和2年1月1日から同年12月31日までの間に一の事業場において製造し、又は取り扱った対象物の量（製剤等を製造し、又は取り扱った場合における当該製剤等に含有される対象物の量を含む。）が500キログラム以上になったときは、令和3年1月1日から同年3月31日までの間に、所轄労働基準監督署長に報告書を提出しなければならないこと。

令和3年3月新規大学等卒業予定者の就職・採用活動スケジュールについて

鹿児島労働局訓練室

大学、短期大学と高等専門学校の令和3年3月卒業・修了予定者の就職・採用活動のスケジュールについて、ハローワークでの学卒求人への取扱い等は以下のとおりです。（令和元年度と同様）

【求人の受理】	令和3年2月1日以降
【広報活動】	令和3年3月1日以降
【求人の公開】	令和3年4月1日以降
【採用選考活動】	令和3年6月1日以降

- ※ 求人公開後であっても5月31日以前には採用選考活動を行わないようご注意ください。
- ※ 大学等卒業予定者の就職・採用スケジュールや募集に関することについては、お近くのハローワークもしくは鹿児島労働局訓練室へお尋ねください。

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【令和元年11月分】

県内有効求人倍率	1.36倍（前月比0.01P減）
全国有効求人倍率	1.57倍（前月と同水準）

県内正社員有効求人倍率	1.08倍（前年同月比0.09P増）
全国正社員有効求人倍率	1.18倍（前年同月比0.01P減）

※ 本県の雇用失業情勢は、景気が緩やかに回復しつつあることや、それに伴う人手不足を背景として、令和元年11月の県内有効求人倍率（季節調整値）が43ヶ月連続で1倍台で推移するなど、全体としては企業の採用意欲は高く、引き続き改善していますが、産業によって求人の増減にばらつきがみられることから、今後の求人・求職の動きに注視してまいります。

各種助成金、活用していませんか？

鹿児島労働局職業対策課

【特定求職者雇用開発助成金】

- 安定雇用実現コース

いわゆる就職氷河期に正規雇用の機会を逃したこと等により、十分なキャリア形成がなされず、正規雇用に就くことが困難な者（以下の①～③いずれにも該当する者）を、正規雇用労働者（短時間労働者を除く）として雇い入れた事業主に対して支給します。

- ①雇入れ日の満年齢が35歳以上60歳未満の者
- ②正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下であり、雇入れ日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない者
- ③紹介日時点で失業状態にあり、正規雇用労働者として雇用されることを希望している者

令和2年度 主な各種行事・研修会等のご案内

（公社）鹿児島県労働基準協会

TEL 099-226-3621

令和2年度の主な各種行事・研修会等のご案内を致します。詳細は最寄りの支部又は当協会本部までお問い合わせ下さい。多数の参加をお待ちしています。

名称	期 日	場 所
令和2年度奄美地区出張特別試験	令和2年6月7日	奄美市
令和2年度鹿児島労働安全衛生大会	令和2年7月3日	鹿児島市民文化ホール
令和2年度全国安全週間	令和2年7月1日～7月7日	
令和2年度鹿児島地区出張特別試験	令和2年8月29日	鹿児島市
ゼロ災運動KYTTトレーナー研修会	令和2年9月24日・25日	鹿児島市
令和2年度全国労働衛生週間	令和2年10月1日～10月7日	
令和2年度全国産業安全衛生大会	令和2年10月7日～10月9日	札幌市
安全衛生スタッフ向けリスクアセスメント研修	令和2年11月11日	鹿児島市
鹿児島県労働災害防止研修会（無料）	令和3年2月	鹿児島市

※詳細は、適時本誌（鹿児島労基）、ホームページ等でご案内致します。

本誌、鹿児島労基の令和2年1月号の記事の中で一部不鮮明な文字があり、読者の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしました。お詫びを申し上げますとともに今後ともより一層の情報提供に努めて参りますのでご支援のほどよろしくお願い申し上げます。



令和元年 業種別死傷災害発生状況（令和元年12月末 速報版）

鹿児島労働局

	令和元年		平成30年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	1,840	15	1,760	13	80	2
1 製造業	352	2	332	1	20	1
1 食料品製造業	209	1	189		20	1
4 木材・木製品製造業	31		24		7	
9 窯業土石製品製造業	14	1	21		-7	1
11～12 金属製品製造業	28		19		9	
13～15 機械器具製造業	20		22		-2	
上記以外の製造業	50		57	1	-7	-1
2 鉱業	2	0	5	0	-3	0
3 建設業	290	6	279	4	11	2
1 土木工事業	111	1	102	2	9	-1
2 建築工事業	145	4	149	2	-4	2
3 その他の建設業	34	1	28		6	1
4 運輸交通業	179	1	207	0	-28	1
1 鉄道・航空機業	6		8		-2	
2 道路旅客運送業	5		23		-18	
3 道路貨物運送業	167	1	175		-8	1
4 その他の運輸交通業	1		1			
5 貨物取扱業	31	0	21	0	10	0
1 陸上貨物取扱業	7		9		-2	
2 港湾運送業	24		12		12	
6 農林業	92	2	80	3	12	-1
1 農業	41	1	36	2	5	-1
2 林業	51	1	44	1	7	
7 畜産・水産業	96	0	87	1	9	-1
8 商業	257	1	235	0	22	1
1 卸売業	47	1	30		17	1
2 小売業	189		171		18	
3 理美容業	2		3		-1	
4 その他の商業	19		31		-12	
9 金融・広告業	14	0	18	1	-4	-1
11 通信業	19	0	22	0	-3	0
12 教育・研究業	16	0	14	1	2	-1
13 保健衛生業	256	0	245	0	11	0
1 医療保健業	100		116		-16	
2 社会福祉施設	154		123		31	
3 その他の保健衛生業	2		6		-4	
14 接客娯楽業	105	0	95	1	10	-1
1 旅館業	28		16		12	
2 飲食店	51		45		6	
3 その他の接客娯楽業	26		34	1	-8	-1
上記以外の事業	131	3	120	1	11	2
10 映画・演劇業	0		0			
15 清掃・と畜業	76	2	65	1	11	1
16 官公署	2		2			
17 その他の事業	53	1	53			1
陸上貨物運送事業（4-3・5-1）	174	1	184	0	-10	1
第三次産業（8～17）	798	4	749	4	49	0

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したものです。
- ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。
- ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
- ④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。

安全衛生教育促進運動 展開中

実施期間 令和元年12月1日～令和2年4月30日

主 唱 中央労働災害防止協会

「正しい知識で 職場を安全・健康に！」

～年度初めに向けて安全衛生教育等を計画的に着実に実施しましょう～

## 労働保険料は口座振替が便利です！

### 口座振替のメリット

- ① 保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間・待ち時間が解消されます。（次の納期以降も継続して引き落としが行われます。）
- ② 納付をすっかり忘れて延滞金が課される心配がありません。
- ③ 手数料はかかりません。
- ④ 保険料引き落としに最大約2カ月のゆとりができます。

納期	第1期（全期）	第2期	第3期
通常の納期限	7月10日	10月31日	1月31日
口座振替日	9月6日	11月14日	2月14日

\* 保険料を延納している場合には第1期、第2期、第3期での分割で引き落としされます。

### 引き落とし前後にははがきでお知らせします

- 毎回、口座振替納付日の約3週間前に、引き落とし内容をハガキでお知らせします。
- 口座振替納付後も、約3週間で引き落とし結果をハガキでお知らせします。
- 振替日に引き落としができなかった場合にもご連絡させていただきます。

**労働保険の口座振替をご活用ください**

# お手続き方法

手続きは簡単です！

## 1 申込用紙を入手

①労働局や労働基準監督署の窓口

②厚生労働省のホームページからダウンロード

厚生労働省 労働保険 口座振替 申込用紙

検索



PDF形式でダウンロードができ、画面で入力することができます。必ず3枚とも印刷して金融機関へ持ち込んでください

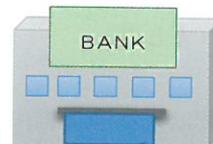
\*様式は必ず「法人・個人事業主用」を選んでください

\*労働保険番号を複数お持ちの場合（特に建設業・農業や複数の店舗・支店・工場がある場合等）は必ずすべての番号について提出してください。

## 2 口座を開設している金融機関の窓口へ提出

金融機関で申込用紙を提出していただきましたら、金融機関から労働局へ申込書が送付されます。

ネットバンクやゆうちょ銀行等お取扱いのない金融機関もあります



労働局へ申込書が到達し、1期から口座振替対象となる場合には、年度更新申告書上部に「口座振替」と表記され、申告書から切り離して使用する納付書には口座振替の案内が印字されます。

令和2年度第1期（全期）の  
口座振替申込手続きは  
**2月25日**までです



◆お問い合わせ先◆

鹿児島労働局 労働保険徴収室

099-223-8276

# 無災害記録 1,300日を樹立

## 無災害記録証 授与される

（公社）鹿児島県労働基準協会

株式会社東木材（枕崎市）は、無災害記録1300日を樹立したとして、令和元年12月2日付けで中央労働災害防止協会会長より無災害記録証（第二種 進歩証）を授与されました。

同社は、かねてより労使協力して労働災害の防止に努め、昨年10月に無災害記録を達成し、その後も無災害を継続されていることが認められたものです。

記録証は、同社の宮崎俊輔取締役の出席のもと令和元年12月19日本会役員室において、当協会の吉本耕作専務理事から授与されました。

宮崎取締役は、無災害で事業ができたことは、かねての社員の努力の賜であり引き続き無災害を継続していきたいと抱負を述べられました。

また、同社は、本会加世田支部の会員事業場で、かねてより積極的に安全衛生活動に取り組んでおり、また、同支部の活動にも協力を行うなどし連携を深めているとのこと。



記録証を手に喜びの宮崎取締役（右から2番目）と吉本専務理事、加世田支部職員のみなさん

同社は、従業員約15名で木材・木製品製造業を行っており、日々災害リスクが多い業務の中で1300日の無災害を達成できたことに敬意を表しますとともに今後のより一層の発展を祈念申し上げます。

## 中小企業無災害記録証授与制度の活用のおすすめ

中災防では、中小企業が自主的に安全衛生活動を進める上での目標となるよう「中小企業無災害記録証授与制度」を設けています。

この制度開始以来、経営者、従業員が一丸となって安全衛生活動を進め、無災害記録を達成した多くの事業場に無災害記録証が授与されています。

災害ゼロの安全で快適な職場づくりに向けて、ぜひこの制度をご活用ください。

### 【申請・問い合わせ先】

◆中央労働災害防止協会 教育推進部企画課 TEL03-3452-6402

◆（公社）鹿児島県労働基準協会 総務部 TEL099-226-3621

又はお近くの本会支部へお問い合わせ下さい。

鹿児島労働局・鹿児島産業保健総合支援センター共催

参加費無料

# 事業者のための 産業医活用セミナー

労働者数50人以上の事業場では、産業医を選任する必要がありますが、事業場の中には、「産業医をお願いしているけど何をしてくれるのか分からない。」、「産業医を活用して従業員の健康管理に取り組みたいが何をしなければならないか分からない。」と悩んでいる事業者や人事労務担当者も多いようです。

また、働き方改革関連法に基づく労働安全衛生法の改正が本年4月1日に施行され、産業医・産業保健機能の強化が図られたところです。

当セミナーでは、独立行政法人労働者健康安全機構が作成した資料「中小企業事業者の為に産業医ができること」を使用し、当センターの産業保健相談員（産業医）がわかりやすく解説します。ぜひご参加ください。

受講対象者 事業者、人事労務担当者、衛生管理者、など

日時・会場

令和2年2月14日（金）13:30～15:00

マリンパレスかごしま  
（鹿児島市与次郎三丁目8番8号）

講師 富宿 明子（産業医、労働衛生コンサルタント）

定員 100名

申込期限 令和2年2月7日（金）まで（先着順、定員に達し次第受付終了）

申込方法 下記申込票か当センターホームページのメールフォームよりお申し込みください。

## 参加申込票

FAX : 099-252-8003

事業場名	TEL
所在地 〒 - 鹿児島県	
参加者① 部署（職） 氏名	参加者② 部署（職） 氏名
連絡先（担当者職・氏名）	1事業場2名様まで

独立行政法人労働者健康安全機構 鹿児島産業保健総合支援センター  
〒890-0052 鹿児島市上之園町25-1 中央ビル4階  
TEL: 099-252-8002 FAX: 099-252-8003  
URL : <https://kagoshimas.johas.go.jp> Email : [info@kagoshimas.johas.go.jp](mailto:info@kagoshimas.johas.go.jp)

申込メールフォームQRコード



<https://ssl.formman.com/t/gFqY/>



ビジネスセミナー2020「労働塾」のご案内

# 「同一労働同一賃金」 実務対応策



講師 **石 寄 信 憲** 弁護士  
(石寄・山中総合法律事務所)

令和2年4月1日（中小企業は令和3年4月1日）の施行前に各企業において、『正規社員と非正規社員の処遇の格差が「不合理」か否か？』『「不合理」であれば、どのように是正すればよいか？』との検討を進めています。

しかし、実務ではその処遇の格差の是正は現時点では不要ですし、まして、どのような処遇格差が「不合理」か否か判断できる羅針盤もありません。

そこで、本セミナーでは、石寄弁護士が実務で企業が「①やらなければならないこと」、「②やる必要はないこと」、を法・指針(ガイドライン)・裁判例を詳細に分析のうえ、説明します。

なお、他の働き方改革関連法の施行状況及び実務対応策についても、簡単にふれることにしています。

## 講座内容

### 序、「働き方改革」とは「働かせ方改革」を目指すもの

#### 第1 働き方改革関連法の施行時期

#### 第2 平成27改正案（廃案、平成30年4月6日国会再提出、平成30年6月30日成立）の施行後の状況

1. 高度プロフェッショナル制度
2. 3カ月単位のフレックスタイム制
3. 年次有給休暇の年5日時季指定義務
4. 勤務間休息制度（努力義務）
5. 産業医権限強化

#### 第3 時間外労働上限規制（平成30年4月6日国会提出、平成30年6月30日成立）施行後の状況の内容

1. 時間外労働上限規制への対応
2. 36協定の締結事由に関する記載内容のチェック

#### 第4 日本版「同一労働同一賃金」の導入の流れ

1. 「同一労働同一賃金」の意味
2. 「合理的な理由のない処遇格差禁止」の意味
3. 「不合理な待遇格差禁止」の意味
4. 同一労働同一賃金の実現に向けた検討会
5. 働き方改革実現会議
6. 労働政策審議会 同一労働同一賃金部会
7. H28.12.20 旧ガイドライン案 発表
8. H30.12.28 新ガイドライン 発表
9. 厚労省公表のパンフレット・リーフレットと  
平成31年1月30日施行通達

#### 第5 日本版「同一労働同一賃金」とガイドライン

1. 均等・均衡の意味
2. 均等・均衡に関する現行法
3. 均等・均衡に関する改正法
4. 旧ガイドライン案（平成28年12月20日）と  
新ガイドライン（平成30年12月28日）の比較論
5. パート・有期雇用労働法9条の適用回避策
6. 「不合理」の意味（合理性との差異）
7. 新ガイドラインは行政指導（助言・指導・勧告）の  
法的根拠となるのか

#### 第6 日本版同一労働同一賃金と裁判例

1. ハマキョウレックス・長澤運輸事件（最判平成30年6月1日）
2. 総論 法的解釈確定部分
3. 各論 トラック運転手事案のため汎用性に乏しい

#### 4. 日本郵便事件の各高裁判決の状況

5. 基本給、賞与、退職金関連事件
  - (1) 産業医科大学事件（福岡高判平成30年11月29日）（基本給）
  - (2) 大阪医科薬科大学事件（大阪高判平成31年2月15日）（賞与）
  - (3) メトロコマース事件（東京高判平成31年2月20日）（退職金）
6. 九水運輸商事事件（最高裁決定平成31年3月6日）  
（通勤手当の不利益変更）
7. 基本給、各手当に関する個別検討及び当職見解

#### 第7 定年後再雇用者関連判決の状況と実務対応

#### 第8 パート・有期雇用労働法の処遇格差の内容と理由に関する説明義務

1. 事業主が講ずる措置に関する説明書  
（パート・有期雇用労働法14条1項）
2. 説明義務チェックリスト  
（パート・有期雇用労働法14条2項前段）
3. 措置決定に関する考慮事項等の説明書  
（パート・有期雇用労働法14条2項後段）

#### 第9 派遣法関連

1. 均等均衡方式
2. 労使協定方式
3. 労使協定方式の採用の可否
4. 処遇格差の内容と理由に関する説明義務
  - (1) 事業主が講ずる措置に関する説明書  
（派遣法31条の2第2項、第3項）
  - (2) 説明義務チェックリスト説明書  
（派遣法31条の2第4項前段）【均等均衡方式】
  - (3) 説明義務チェックリスト説明書（派遣法31条の2第4項前段）  
【労使協定方式】
  - (4) 措置決定に関する考慮事項等の説明書  
（派遣法31条の2第4項後段）

#### 第10 日本版同一労働同一賃金の実務への影響

1. 正社員の労働条件の不利益変更
2. 有期契約期間の短縮と正社員登用制度
3. 派遣から業務処理請負へ
4. AI導入の影響

ビジネスセミナー「労働塾」  
◆受講申込書◆

FAX.092-713-7064

**鹿児島会場：**  
**かごしま県民交流センター**  
**大研修室 第1**  
**（鹿児島市山下町14番50号）**  
**令和2年 3月11日（水）**  
**10:00～16:30**

【交通アクセス】

- ・市電「水族館口電停」下車 徒歩4分
- ・JR「鹿児島駅」下車 徒歩10分
- ・バス「水族館口」下車 徒歩5分

【駐車場（地下1・2階）】

普通車 約500台収容 ※30分毎につき150円

【講師紹介】 弁護士 **石寄 信憲**（いしざき のぶのり）

明治大学法学部卒業  
1975年 司法試験合格  
1978年 弁護士登録  
以後、労働事件を経営者代理人として手掛ける。  
・2002年1月～2004年11月末  
司法制度改革推進本部労働検討会委員  
・1996年6月～現在、経営法曹会議常任幹事を務める。

受講料 テキスト・昼食・お飲物代込、消費税込

- 一般のお客様・・・・・・・・・・・・・・・・・・20,900円
- 「労働基準広報」「先見労務管理」  
「労働安全衛生広報」ご購入者様・・15,400円
- 「建設労務安全」ご購入者様およびBS会員様  
および鹿児島県労働基準協会会員様・・17,600円

※「労働基準広報」「先見労務管理」「労働安全衛生広報」購読者様は、税抜価格から5,000円割引いたします。「建設労務安全」購読者様及びBS会員様は、税抜価格から3,000円割引。但し、BS法人会員様は、3名様まで各々税抜価格から3,000円割引いたします。

◆下記ご記入の上FAXにてお申込みください◆

申込日： 令和 年 月 日

御社名	(フリガナ)		
ご住所	(フリガナ)		
	〒	—	
TEL		FAX	
E-Mail	(よろしければメールアドレスをご記入ください)		
受講者名	所属部署・役職名	備考	
(フリガナ)			
(フリガナ)			
(フリガナ)			

◆以下、何れかを丸で囲んでください◆

- ご購入中の弊社発行の定期刊行誌： ・労働基準広報 ・先見労務管理 ・労働安全衛生広報 ・建設労務安全 ・購読無し
- 労働調査会ビジネススクール会員等： ・個人会員 ・法人会員 ・非会員 ・鹿児島県労働基準協会会員

■個人情報の取扱いについて

お預かり致しました個人情報は、書籍・定期刊行誌や講習会、セミナー、ビデオのご案内等限られた目的で利用させていただき、情報の取扱いにつきましては適正な保護に努めます。

お問合せ先

株式会社労働調査会 九州支社

担当：藤木、吉田、未永

TEL.092-713-1772 〒810-0001 福岡市中央区天神3-9-25 東晴天神ビル3階

# 令和2年度



協会シンボルマーク

## 労働安全衛生法に基づく 各種免許試験案内(学科)

公益財団法人 安全衛生技術試験協会  
九州安全衛生技術センター  
〒839-0809 福岡県久留米市東合川5丁目9番3号  
TEL **0942-43-3381**  
https://www.kyushu.exam.or.jp/ FAX 0942-44-0844

令和2年4月から令和3年3月までの間に当センターで実施する免許試験の日程は下記のとおりです。

### 1 学科試験日時 試験前の説明がありますので、試験開始時刻の15分前までには入室してください。

試験の種類	試験月	上期日程						下期日程						試験開始時刻	試験終了時刻	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
特級ボイラー技士								29							10:00	16:10
一級ボイラー技士			19				9					6		9	10:00	15:30
二級ボイラー技士		14	12	18	21	18	25	8	25	16	5	17	3	13:30	16:30	
☆特別ボイラー溶接士						31					28			13:30	16:00	
☆普通ボイラー溶接士						31					28			13:30	16:00	
ボイラー整備士				17				6				1		13:30	16:00	
☆運 転 士 ク レ ン ・ デ リ ック 士 ツ ク	限定なし	7	13			26	17	12		9	26		10	13:30	16:00	
	クレーン限定	7	13	3	3	26	17	12	26	9	26	8	10	13:30	16:00	
	床上運転式限定	7						12						13:30	16:00	
	限定免許解除試験							12						13:30	【注】	
☆移 動 式 ク レ ン 運 転 士		22			9	27			6		14		16	13:30	16:00	
☆揚 貨 装 置 運 転 士		17												13:30	16:00	
発 破 技 士				9						8				13:30	15:30	
ガ ス 溶 接 作 業 主 任 者				9						8				13:30	16:30	
林 業 架 線 作 業 主 任 者										8				13:30	16:30	
第 一 種 衛 生 管 理 者	8・21	21	2・23	15	5・25	8・24		13・27	18	1・15	22	9・19	6・17	13:30	16:30	
第 二 種 衛 生 管 理 者	8・21	21	2・23	15	5・25	8・24		13・27	18	1・15	22	9・19	6・17	13:30	16:30	
高 圧 室 内 作 業 主 任 者		20												10:00	15:30	
工 作 主 任 者 ツ ク ス 線 透 過 写 真 撮 影 作 業 主 任 者		15				15			17		8			10:00	15:30	
潜 水 士	3			16		29						10		10:00	15:30	

- (注) 1. 試験日程欄の数字は学科試験の実施日です。  
 2. ☆印は学科試験合格後に実技試験が行われます。(詳しくは別途作成の「実技試験案内」をご覧ください。)  
 3. **当センターでは各種の技能講習及び受験準備講習は一切行っていません。また参考書等も取扱っていません。**  
 4. 3月6日(休業日の衛生管理者試験日)は受験申請書の受付は行いません。  
 【注】 試験終了時刻はクレーン限定免許解除試験、床上運転式クレーン限定免許解除試験は14:45、デリック限定免許解除試験は15:30です。

◎ **令和2年度における地区出張特別試験について**  
 奄美、北九州、宮崎、鹿児島、熊本、長崎、大分、宮古、沖縄本島、佐賀の各地区で実施する予定です。  
**受付方法場所等が異なりますので、受験を希望される方は各地区の労働基準協会等、または当センターで、別途作成の「出張特別試験案内」をお求めください。なお、当センターホームページからでもダウンロードができます。**

作業環境測定士試験予定日：令和2年8月19・20日、令和3年2月16日（二種のみ）  
 労働安全・労働衛生コンサルタント試験予定日：令和2年10月20日  
 ※詳しくは別途作成の試験案内をご覧ください。

令和2年度 技能講習・安全衛生教育等実施計画表

(公社)鹿児島県労働基準協会

講習名		令和2年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和3年 1月	2月	3月	
技能講習	車両系建設機械運転(整地等)	教習所 鹿屋	教習所	教習所 教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所		教習所	教習所		
	車両系建設機械運転(解体用)	与論		教習所 教習所		教習所 教習所			教習所			教習所		
	フォークリフト運転	教習所 与論	教習所	教習所 鹿屋	教習所	教習所 教習所	教習所		教習所 教習所		教習所	教習所	教習所	
	不整地運搬車運転		教習所								教習所			
	小型移動式クレーン運転	教習所	教習所	教習所	川内 鹿屋	教習所	岩川		教習所	教習所			教習所	
	床上操作式クレーン運転	教習所	教習所		教習所	教習所	教習所		教習所		教習所		教習所	
	玉掛け	教習所	教習所 鹿屋 西之表	教習所 教習所	教習所	教習所	教習所 横川	教習所 川内	教習所 岩川	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所
	高所作業車運転		教習所	教習所		川内	教習所	教習所	教習所		教習所	教習所		
	ガス溶接	教習所							教習所		教習所		教習所	
	有機溶剤作業主任者			オロシテイ		オロシテイ		オロシテイ		オロシテイ		教習所		
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者		教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	奄美	教習所		教習所		
	特化物・四アルキル鉛等作業主任者		オロシテイ		オロシテイ		オロシテイ		オロシテイ		教習所			
	石綿作業主任者				教習所							教習所		
	乾燥設備作業主任者								教習所					
建築物等の鉄骨組立作業主任者								教習所						
教習	移動式クレーン運転実技教習	教習所			教習所			教習所		教習所		教習所		
特別教育	小型車両系建設機械運転(整地等)				教習所			教習所					教習所	
	ローラー運転	与論		教習所						教習所				
	クレーン運転	教習所		教習所	教習所	教習所		教習所		教習所		教習所		
	アーク溶接等	教習所		教習所	教習所		教習所		教習所		教習所			
	研削といし(自由研削用)		教習所		教習所				教習所		教習所		教習所	
	巻上げ機運転		教習所					教習所				教習所		
	低圧電気取扱業務			教習所				教習所		教習所			教習所	
	酸素欠乏・硫化水素危険作業	教習所							教習所					
	粉じん作業							教習所						
	フルハーネス			教習所					教習所			教習所		
養成講習	安全衛生推進者			オロシテイ					教習所				教習所	
	衛生推進者					オロシテイ				オロシテイ				
一般	安全管理者選任時研修	教習所						教習所			教習所			
	職長教育		教習所		教習所	教習所		教習所		教習所			教習所	
準備講習	第1種衛生管理者準備講習		オロシテイ											
	第2種衛生管理者準備講習			オロシテイ										

教習所：(公社)鹿児島県労働基準協会鹿児島教習所(鹿児島市七ツ島1-6-2) オロシテイ：オロシテイーホール(鹿児島市卸本町6-12)  
赤字については、各地区での実施予定です。

## 令和2年3月 講習開催のご案内

### 鹿児島教習所実施分（鹿児島市七ツ島1-6-2）

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部  
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

鹿児島基準協会 検索

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格	
技 能 講 習	玉 掛 け	3/9~3/11	2/10~2/14	【全科目者】 会員 22,440円 一般 23,440円 【科目免除者】 会員 20,240円 一般 21,240円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
	小型移動式クレーン運転	3/16~3/18	2/17~2/21	【全科目者】 会員 28,940円 一般 29,940円 【科目免除者】 会員 26,740円 一般 27,740円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者
	車両系建設機械運転 (整地・運搬・積み込み用及び掘削用)	【全科目者】 4/6~4/10	3/9~3/13	【全科目者】 会員 66,400円 一般 67,400円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系（整地等）運転特別教育修了者
		【科目免除者】 4/6~4/7		【科目免除者】 会員 36,700円 一般 37,700円	
床上操作式クレーン運転	4/6~4/8	3/9~3/13	【全科目者】 会員 29,280円 一般 30,280円 【科目免除者】 会員 27,080円 一般 28,080円	【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者	
特別教育	研削といしの取替え等 (自由研削用)	3/9	2/10~2/14	会員 11,220円 一般 12,320円	
	小型車両系建設機械運転 (整地・運搬・積み込み用及び掘削用)	3/10~3/11	2/10~2/14	会員 16,740円 一般 20,040円	
	低圧電気取扱業務	3/18~3/19	2/17~2/21	会員 16,115円 一般 19,415円	
その他	安全衛生推進者	3/12~3/13	2/10~2/14	会員 12,530円 一般 13,530円	
	職 長 教 育	3/16~3/17	2/17~2/21	会員 12,980円 一般 16,280円	

〈備考〉 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。  
2 詳細につきましては、ホームページをご覧ください。案内書をお取り寄せください。

### 与論町での講習会のお知らせ

申込書取り寄せ先  
与論町役場建設課 TEL 0997-97-4928

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者又は受講資格
車両系建設機械（解体用）運転 技 能 講 習	4/2	2/17~2/28	会員 18,030円 一般 19,030円	【受講資格】 ・車両系建設機械運転（整地等）技能講習修了者
ローラー運転特別教育	4/3~4/4	2/17~2/28	会員 17,100円 一般 20,400円	
[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転技能講習	【全科目者】 4/6~4/10	2/17~2/28	【全科目者】 会員 31,450円 一般 32,450円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者
	【科目免除者】 4/6~4/7		【科目免除者】 会員 20,450円 一般 21,450円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)